

介護サービス事業者各位

江戸川区福祉部介護保険課指導係

地域密着型通所介護の利用について

地域密着型通所介護の利用については、以下のとおりご注意ください。

なお、以下の内容において、【住所地特例対象者】は除きます。

地域密着型通所介護の利用対象者

地域密着型通所介護事業所を利用することができるのは、原則、地域密着型通所介護事業所が所在する区市町村の被保険者に限られます。

ただし、他区市町村の被保険者であっても、地域密着型通所介護事業所が所在する区市町村に住民登録がある方【住所地特例対象者】は、利用することができます。

やむを得ない事情等により、 江戸川区の被保険者が区外の地域密着型通所介護事業所を利用する場合

江戸川区の被保険者が区外の地域密着型通所介護事業所を利用するには、当該地域密着型通所介護事業所が所在する区市町村の同意を得た上で、対象となる被保険者ごとに、江戸川区が事業者指定を行う必要があります。

しかし、区外の地域密着型通所介護事業所の事業者指定を行うのは例外的な対応のため、原則的に江戸川区では新規の指定は行っておりません。

やむを得ない事情等により、江戸川区の被保険者が区外の地域密着型通所介護事業所を利用する必要がある場合には、事前に下記の問い合わせ先にご相談ください。

【居宅介護支援事業者のみなさまへ（お願い）】

江戸川区の被保険者のケアプランにおいて、江戸川区が指定していない区外の地域密着型通所介護事業所を位置付けることがないよう、ご注意ください。

【江戸川区外の地域密着型通所介護事業所のみなさまへ（お願い）】

江戸川区の指定を受けずに、江戸川区の被保険者がサービスの利用を開始することがないよう、ご注意ください。

【江戸川区内の地域密着型通所介護事業所のみなさまへ（お願い）】

江戸川区外の区市町村の被保険者が新たにサービスの利用を開始する場合には、当該区市町村の指定を受ける必要がありますので、事前に当該区市町村にお問い合わせください。

<問い合わせ先>

江戸川区福祉部介護保険課指導係 TEL：03-5662-0892（直通）